

鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会 要点記録

第 18 回

開催日時	令和5年2月6日(月) 午後6時30分～8時10分	
開催場所	鷺宮区民活動センター 分室	
出席者	委員	高橋洋雄、宮内信子、田村邦彦、早船角雄、秋山芳三、内野浩二郎、瀬尾圭、堀井裕子、黒木伸子、安田秀美、浦野雅晴、古屋悦代、高橋俊之、高橋明、大木美香、佐藤恵、渡邊健治、藤永益次 (敬称略、名簿順)
	事務局	学校再編・地域連携係
	その他	子ども教育施設整備係
会議次第	【議事】 1 校章・校歌の募集について 2 学校指定品について	

第 18 回 鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会 会議要旨

1 開会

委員長

これより第18回学校統合委員会を開催する。本日、傍聴希望者がいるが、傍聴についてこれを許可してよろしいか。

—異議なし—

委員長

傍聴者は、傍聴券の裏側に記述されている注意事項を守り、議事の進行を妨げないようにお願いします。

2 報告

報告(1) 統合新校の校名候補の由来(案)について

委員長

統合新校の校名候補の由来(案)について事務局より説明を求める。

■資料1「統合新校の校名候補の由来(案)について」を事務局より説明

事務局

前回、統合新校の校名候補として「鷺の杜(さぎのもり)小学校」が選定されたが、両校に相談し、「校名の由来(案)」を作成したので読み上げる。

「統合新校の周辺は、かつて田んぼが広がる青々とした緑豊かな地域で、田や川に多くの鷺が訪れていました。地域の歴史に思いを馳せるとともに、子どもたちとその保護者、さらには学校

を支える地域の人々がここに集い、子どもの成長を育む学びの杜となって、子どもたちが美しい鷺が空を舞うように、のびのびと成長し、この杜から大きく社会に羽ばたいてほしいという願いを込め、この校名を選定しました。」

ほかの漢字表記で「もり（杜、守、森）」を使っている応募校名の説明を参考にし、由来案の後半の「子どもたちがのびのびと」や「大きく社会に羽ばたく」は応募校名の説明を引用している。今回は、この由来（案）について協議いただき、最終的な文章の修正については委員長、副委員長、校長、事務局に一任いただけるかを確認いただきたい。

委員長

今の説明について質問・意見等あるか。

委員

思っていたとおりの文章なので、これで良いのではないか。

委員

「鷺の杜」の「杜」という字は、木の「森」では駄目なのか。

事務局

この「杜」にしたのは、歴史と伝統を刻んだ地域の「もり」を意味している。

委員

子ども達は「杜」は読めないのではないか。

副委員長

結構使われているから大丈夫ではないか。

委員長

木が三つの森より、木偏に土の「杜」のほうが、重みがある。

委員長

では、校名の由来（案）はこれで良いか。

—異議なし—

委員長

事務局から校名の由来（案）が決まった後のスケジュールについて説明を求める。

事務局

この後、委員長と副委員長から教育委員会へ校名候補と由来を報告いただく。教育委員会と区議会で報告後、3月に校名候補を掲載した統合委員会ニュースを発行するので、校名候補が公になる。ただし、6月の議会で統合新校の設置条例の議決を得るまでは校名の前に仮称を用いる。

委員

統合委員会ニュースが発行されたら周囲に言ってもいいということか。

事務局

そうである。

委員

校名候補について、教育委員会から駄目だと言われることなどはないのか。

事務局

今まではなかった。2月24日頃に教育委員会で報告し、3月6日か7日に区議会で報告する。その報告が済んで、何もなければ仮称をつけて公表できる。

3 議 事

議事（1）「校章・校歌の募集について」

委員長

次に、校章・校歌の募集について、事務局の説明を求める。

■資料2「校章・校歌の募集について」を事務局より説明

事務局

前回、統合新校の校章と校歌について一般募集をかけることを想定し、募集要項や応募用紙の案を提示したが、本日はまず募集するということが良いか改めて確認いただいた上で、一部修正した資料を確認いただきたい。募集期間は、学校の春休み中と考えており、校名の候補を公表する3月の統合委員会ニュースの発行と同時に校章・校歌の募集も開始し、期限は4月18日までを予定している。応募用紙裏面の「鷺の杜小学校の校名選定理由」には、校名の由来の案が確定した後、記載する。応募用紙は、学校や学区内の保育園・幼稚園等での配付、町会・自治会の回覧板で周知のほか、教育委員会事務局のホームページに掲載してダウンロードできるようにする。ポスターは応募箱設置場所のほか、学区内のお知らせ板に掲示する予定である。

委員長

今の説明について質問・意見等あるか。

委員

今までの統合校で募集をしなかった学校はなかったのか。

事務局

全て募集した。

委員

検討の中で、最初からプロや特定の人に頼もうという話は出なかったのか。

事務局

募集をかけた後に校歌の制作者の候補として有名なプロの方の名前が挙がったことはあった。

委員

校章のデザインも同じか。

事務局

校章は大体、由来からイメージして応募を出してくる。また、統合前の学校の校章が組み合わさったようなものがよく出てくるが、やはり新しい学校なのだから両校が一緒になったようなものはやめようという意見が出たところもあった。

委員

校歌は、フレーズの募集後に制作依頼をするのか。

事務局

そうである。フレーズの募集後、入れない方がよいフレーズがあれば削り、学校名は必ず入れて欲しいなどと決め、あとは、使用するかは制作者の判断に任せているのがほとんどである。

委員

校章はデザインのプロに任せるのか。

事務局

手書きで書かれるものもあるので、デザイン会社にそれをきちんとした線に直してもらおう。

委員

デザイナーがこれを参考に新たにデザインするということは、今までなかったか。

事務局

手書きのものを、デザイン会社が線に直し、ちゃんとしたデザインにした後、統合委員会で字体を変更するなどはあった。

委員

校章も校歌も、応募されたものが統合委員会ニュースに掲載されると思うが、その校章のデザインと全く違ったデザインでも構わないのか。それとも応募があったものは生かさなければいけないのか。歌詞についても、一応、応募用紙に応募されたフレーズが必ず採用されるとは限りませんと書いてあるが、やはり制作者によっては、フレーズがうまく校歌に合わず採用しないということもあるのではないか。

事務局

そういったことはある。応募されたフレーズを渡しても、その全てに縛られると作詞できないので、いくつかを使用してもらおう。

委員

使用しないという選択肢もあっていいということか。

事務局

そうである。「仲良し」「笑顔」などをフレーズとして出してくる方が多いが、それらを全部使うかは制作者に一任する。

委員

応募された言葉を使わないということも統合委員会で決めるのか。

事務局

応募された言葉を見て、これは使わないという協議をした統合委員会もあった。

委員

制作者が決まっておらず、フレーズを使うかどうか聞くことが出来ないので、募集するかどうか決められないが、どういうスタンスでいればいいのか。

事務局

これまでは、フレーズの応募後に、制作者を決め、できるだけこの中の言葉を使って欲しいということや、統合委員会での協議により校名を入れてほしいといった依頼をしたが、これまでとは逆に、制作者を決めてから、校歌のフレーズの募集をどうするか決めても良い。この後、制作者の話が出るので、そこまで一旦、校歌のフレーズ募集は保留にしても良いかと思う。

委員

先に作詞をし、後に作曲するのか。

事務局

作詞作曲を別々に依頼するのではなく、候補の中から誰が良いかを決め、その方が1人で作詞作曲できるのであれば1人に両方依頼するが、作詞ができないのであれば組みやすい作曲者を教えてもらい、2人に依頼する。それぞれ知らない人を指定することはない。

委員

ちなみに、校名が校歌の中に入らなかったこともあるのか。

事務局

校名が入っていない学校もある。直近の明和中学校では、統合委員会で「どこの学校の校歌かわからないので校名を入れて欲しい」という意見があり、「明和」という言葉が入っている。

委員

校章・校歌でも校名と同じようにいろいろな方に関わってもらうことが、みんなの学校といった意味で大切だと感じる。前の明和中学校のデザインも見たが、中学生や高校生のほか、小学生も結構しっかり描いてきてくれていた。子どもたちに関わってもらえるとやはりうれしい。

委員長

この委員からも応募できる。

委員

いろいろな人の声を聞きながら学校をつくっていくのが大事なので、募集をかけるのはいいと思う。応募されたものを使うかは制作者に任せ、この地域に合っている作詞をしてくれれば、それが一番だろう。ぜひ募集をして色々考えたい。

委員長

今の意見に異議はないか。

—異議なし—

委員長

続いて、校歌の制作を依頼する専門家について、事務局の説明を求める。

■資料3「校歌制作者の候補について」を事務局より説明

事務局

校歌制作者の候補について、委員より2名の推薦をいただいたので説明する。1人目は、子どもの合唱曲や教科書に載っている歌を多く手がけている作曲・編曲家の方で、他校で校歌制作実

績のある方である。2人目はミュージシャンの方で、この方も他県で校歌制作実績がある。校歌制作候補者のどなたに依頼するかについては、交渉順位を含め、委員長、副委員長、両校校長、事務局に一任していただきたい。

委員長

今の説明について質問・意見等あるか。

委員

追加で推薦したい方がいる。西中野小学校と第八中学校の卒業生で、プロの歌手、バンドをやっている方に話をしたら、ぜひ校歌を作ってみたいという話を受けた。聞いたところによると、幼稚園などの歌を何曲か作詞、作曲されているということである。検討いただけるなら資料を提供する。

事務局

今日は候補者を絞ることはしないので、もし他にも候補がいるようであれば改めて2月末までに事務局に連絡をいただきたい。できれば次回の統合委員会までに委員長、副委員長、両校校長、事務局で調整したい。

委員

候補者に何曲かつくってもらい、曲を聞いて比べるのではなく、曲は聞かずに、その人だったら大丈夫だろうと候補者を決めて依頼するという流れか。

事務局

そうである。制作者によっては、曲調など幾つか出してくれる。子どもたちが歌うので、音楽の先生に意見を聞いたことはあった。子どもたちが聞きやすいかや、合唱曲として相應しいかなどは、制作者に依頼する際に伝える。

委員

ちなみに自分がつくりたいとなったら立候補することになるのか。

事務局

そうである。

委員

どうやって決めるのか。

事務局

これまでの校歌制作実績や、子ども向けの音楽をつくっているかなどで判断し、校長先生や副校長先生などと一緒に検討する。

委員

校歌は子どもたちにとってとても大事なものであり、6年間歌い継ぎ、それがまた長い間歌い継がれていくものなので、やはり何十年も耐えられる、しっかりしたものを制作してほしい。また、両校とも鼓笛等をやっているので、そういったもの用にアレンジできるような汎用性もある曲を作れるかといった観点でも選んでいただきたい。

委員長

事務局から説明があったように、校歌の制作をどなたに依頼するかについては、委員長、副委員長、両校校長、事務局に一任するということが良いか。

—異議なし—

議事(2)「学校指定品について」

委員長

次に、学校指定品について事務局から説明を求める。

■資料4「統合新校の学校指定品について」を事務局より説明

事務局

資料4の1番は、過去の統合校の中で学校指定品にした物の一覧である。学校指定品は、通学帽、体育着の上下、水泳帽となっており、紅白帽についてはツバがある学校とない学校が統合す

る際、統一する場合に支給をしている学校がある。2番は、現在の鷺宮小学校と西中野小学校の学校指定品の状況である。3番は、過去の統合委員会における通学帽子についての発言をまとめたものである。4番は、在校生については既に学校指定品を購入していることから、統合新校の学校指定品については教育委員会が支給することと、学校指定品の製作にあたっては、全校均衡させるため、現在の参考価格を記載している。これは在校途中での成長に応じた買い直しの家庭の負担にも関係する。

本日は、学校指定品について地域の方たちから意見を伺いたいこと、また選定していく上で、デザイン等は学校の指導上、先生方が決めていただくことが一番かと思うので、デザイン等について学校に一任いただきたいということの確認をしたい。

委員長

今の説明について質問・意見等あるか。

委員

統合新校に行く子どもたちには、一度購入しているので教育委員会が無料で支給するとのことだが、入学してくる子どもたちはどうなのか。

事務局

令和6年4月の入学のお子さんたちは各家庭で購入していただく。

委員

西中野小学校は以前から緑色の通学帽子を被っているが、帽子を統一するということか。校外学習や、都のあいさつ運動のときには、分かりやすく、指導しやすいので被ってもらうのか。

委員

通学範囲が広がり、通学帽子があることによって、地域の皆さんが、「鷺の杜小学校の子どもが、この時間にいるのはおかしいよね」など誰もが分かるということが、子どもの安全を守ることにつながるのではないかと思う。校外学習時の安全や、布1枚だが被っていることによる災害時の安全というのもある。所属意識もあると思うが、実用面、安全面が一番である。23区内でも同じ学校の子もだということでも安全を守るため採用している学校は多い。統合校以外でも周年を機に通学帽子をつくりたいという学校の声も聞いたことがあり、通学帽子がないとお揃いのバンダナを買って首に巻いて、校外学習に出ていくとか、何かしらの区別をしないとイケない。紅白帽子を使用している学校も聞いているが、本来の目的と違うもので、決して見栄えのいいものではないので、両校長、副校長も含めて通学帽子はあったほうがいいと思っている。

委員

野方小学校と沼袋小学校の統合のときもこの話題になった。野方小学校は通学帽子がなく、保護者やPTAと話し合いをしたとき、ないものをあるとするのは抵抗があると言っていた。ただ同じ学区内に、別の学校に行く子どもがいて、安全面から通学帽子が必要となったことと、夏は日差しが強いので何かしら帽子を被らなくてはならず、自由にして季節ごと買い換えるよりも通学帽子のほうが経済的負担も少なく楽ではないかということで通学帽子が採用になった。

委員

1年生は必ず黄色い帽子を被っているが、あれはもらえるのか。

委員長

黄色い帽子は、入学祝いとして町会が進呈している。

委員

1年生は黄色い帽子で、そのほかの学年は通学帽子にしている学校もあるのか。

事務局

ある。

委員

1年生は他の学年の子と見分けをつけるため黄色い帽子を被ったほうがいい。通学帽子をつくるのであれば、デザインはよく考えてほしい。

委員

体育着は新しい指定品が支給されるのは保護者としては助かるが、1年生などは1年間しか着なくてももったいない。新校でもそれぞれの学校のものを着てもいいのか。

委員

着替えの用意が間に合わない時は白いTシャツでも良いとしており、全く無駄になることはない。ただ、新しい学校になるので運動会などでは、統一の新しい体育着のほうが良いと思う。

委員

安全面で通学帽子を被るのは良いとは思いますが、子どもの個性を尊重して、統一のものを被らなくてもいいのではないかという気持ちもある。

委員

帽子を統一したからといって個性が失われるとは思わない。これまでほとんどの統合校で通学帽子を指定しており、学校としてもメリットのほうが大きいのではないかと。

委員

個性や人と違うことを認めていくのは、教育活動の中で進めていくこととし、通学帽子は通学帽子としての役割で採用すればいいのではないかと。

委員

体育着の下は、高学年の女子などは、あまり短いのは嫌がる。

委員

鉄棒などのときに、下着が見えてしまったり、おへそや背中が出てしまうのは避けたい。

委員

水泳帽子は指定で、水着は指定ではないのは何か理由があるのか。

委員

水泳帽子は、水の中で目立つ色を指定し、色が同じなら指定の水泳帽子でなくても良いとしている。小学校ではメッシュタイプが多いが、スイミングの選手コースに行っている子などはもっとしっかりしたものをかぶっている。水着は、体のラインが出るのを気にする子どももおり、また、1年生などはプールに入る日数が少なく、購入しても数回しか着ないこともあるので、指定していない。

委員

せっかくもらえるのだったら、指定してもらったほうが良いのではないかと思う。

委員長

色々な意見が出たが、学校指定品の詳細については、学校に一任するという事で良いか。

—異議なし—

4 その他

その他(1)「通学路について」

学校再編・地域連携担当課長

統合新校の通学路について、来年度の予算要求があるため、6月ぐらいを目安に、統合新校の通学路の危険箇所を確認いただく作業をよろしくお願ひしたい。

委員

通学路というのは、誰が決めるのか。

学校再編・地域連携担当課長

学校が決める。

委員

通学路は、踏切の問題と密接だが、踏切がどうなるのかまだ決まっていけないのではないかと。

学校再編・地域連携担当課長

令和6年度は踏切の安全誘導員として警備員を配置するが、学校に通学路を決めていただくうえで、どこに警備員を配置するかを検討する必要がある。通学路については、PTAの方々から

計画案などを学校に出していただき、学校で決めていただくという流れになる。

委員

通学路はPTAと学校が検討することで、町会などは関係ないか。

事務局

通学路は、これまでは学校とPTAが決めてきた。ただ、今回は踏切の警備員の話もあり、また、地域の方々にも見守りをさせていただいているので、決まったら地域の方にも協力依頼をするという流れになるだろう。

委員

通学路は、学校とPTAで決めた後に、警察に申請をする。6月頃までとしたのは、翌年度の民間の警備員の配置のためだろう。通学路としてどの踏切を通るのかと、踏切横断以外の代替施設をどうするかは、切り離して考えるという認識で良いか。

学校再編・地域連携担当課長

そうである。まずは令和6年度の警備員の配置に必要な予算を検討する必要があるため、少し早い6月頃としている。

委員

いつ頃、PTAに危険箇所を調べてくださいという話がある予定か。警備員の配置場所などについて、PTAが自由に言っているのか。

学校再編・地域連携担当課長

依頼は近いうちにしたい。学校が通学路を決めるにあたり、PTAとしてどこを通るのが一番良いかを検討してほしい。

委員

鷺ノ宮駅前の踏切には関東バスの警備員も立っているが、そこに区でも警備員を配置してほしいと要望したときなどは、関東バスとの調整は区でやってくれるのか。

学校再編・地域連携担当課長

区のほうで調整する。

委員

OKストア近くの鷺ノ宮2号踏切を通る子どもが多いと思うが、OKストア前の道路は、確か買い物客の多い午後3時から5時までの間のみ通行止めで、通学時間帯の7時から9時までの間は搬入の関係からか交通規制が入っていない。通学路として交通規制が入るとなると、OKストアとの調整も必要になるのではないか。また、交通規制は警察の権限であり、すぐには変えられないと思うので、早くから調整してほしい。

委員

以前、上鷺宮地区で、町会から交通規制の時間を短くしてほしいと要望があり、規制時間を変更したことがある。町会、学校、PTAそれぞれが相互に認め、警察に申請を出した。スーパーの搬入用車両ならば単独で通行許可申請を取れば良く、1回限りの規制除外も申請すれば可能である。そこはしっかりと調べ、事務局の方で動いて欲しい。

委員

地域や町会でも、何か手伝えることがあるのではないか。

委員

それは地域より、教育委員会や学校、PTAが調整し、警察に言うのが一番良いだろう。

委員

PTAが危険箇所のマップなどを既に作成しているので、そういうものはお渡しできるが、分からない地域もあるので、そこは町会とも相談しながら進めたい。

その他(2)「新校舎整備の状況について」

委員長

統合新校の新校舎の状況はどうなっているのか。

事務局

工事の進捗状況について説明する。1階と2階の躯体が立ち上がっているが、これからさらに3階も立ち上がり、あわせて内装の作業がある。先日、道路上空通路の工事のため通行止めをしたが、今後もこういったことが時々あるので、その都度地域には周知させていただく。

委員長

完成はいつ頃か。

事務局

概ね令和6年1月末頃までに完成させ、引渡しを受けたら、引越し作業に入っていくというスケジュールである。具体的なスケジュールが決まったらお知らせする。

委員

明和中学校の新校舎への移転時期が正式に発表されたが、そのことについて簡単に教えてほしい。

事務局

明和中学校新校舎の供用開始時期は、今まで令和7年度中としていたが、このたび令和7年4月から供用開始ということを知した。明和中学校の門扉付近掲示板にも、そのように掲示をしていると聞いている。

委員長

次回の統合委員会は5月に開催予定である。以上で本日の統合委員会は終了する。